【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年7月1日

【会社名】 カワセコンピュータサプライ株式会社

【英訳名】 KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 瀬 康 平

【本店の所在の場所】 大阪市中央区今橋二丁目4番10号 大広今橋ビル

【電話番号】 06(6222)7474

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 梶 山 伸 夫

兼総務部長

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区今橋二丁目4番10号 大広今橋ビル

【電話番号】 06(6222)7474

【事務連絡者氏名】 最高財務責任者 梶 山 伸 夫

兼総務部長

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

カワセコンピュータサプライ株式会社東京支店 (東京都中央区銀座六丁目16番12号丸高ビル4階)

1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金10円 総額47,309,470円

口 効力発生日

平成26年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)による会社法の 改正に伴い、監査等委員会設置会社へ移行のために定款の一部を変更、並びに字句の修正、条数の修 正、構成の整理をするものであります。また、業務執行を行わない取締役につきましても、その期待 される役割を十分発揮できるようにするために、所要の定款変更をするものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 4名選任の件

取締役として、川瀬康平、糸川克秀、吉村泰明及び小山昇三を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、日置和夫、山田文隆及び村野譲二を選任する。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件

現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内と定めることとする。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額5千万円以内と定めることとする。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役河辺俊二氏に対し、在任中の功労に報いるため退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 剰余金処分の件	41,067	20	0	(注) 1	可決	99.95
第2号議案 定款一部変更の件	41,056	31	0	(注) 2	可決	99.92
第3号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)4名選任の件						
川瀬 康平	40,976	111	0		可決	99.72
糸川 克秀	40,976	111	0	(注) 3	可決	99.72
吉村 泰明	40,976	111	0		可決	99.72
小山 昇三	40,976	111	0		可決	99.72
第4号議案 監査等委員である取締役3名選 任の件						
日置 和夫	41,015	72	0	 (注)3	可決	99.82
山田 文隆	41,005	82	0		可決	99.80
村野 譲二	41,006	81	0		可決	99.80
第5号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く)の報酬額決定の件	40,961	126	0	(注) 1	可決	99.69
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬 額決定の件	40,991	96	0	(注) 1	可決	99.76
第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金 贈呈の件	40,969	118	0	(注) 1	可決	99.71

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議 決権の過半数の賛成による。
 - 4. 賛成割合は、賛成数の出席議決権数(議決権行使書による事前行使の議決権の数及び当日出席した株主の議決権の数の合計41,087個)に対する割合を小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
 - 5.後記(4)記載のとおり、一部未集計の議決権数があるため、賛成、反対及び棄権の数の合計と出席議決権数は一致しておりません。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。